



長野県報

10月13日(木)
平成28年
(2016年)
第2816号

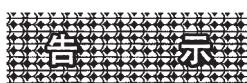
目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（地域振興課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾患対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更の届出（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録喀痰事業者の業務の不要の届出（介護支援課）	3
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	3
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（農業技術課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	5
公共測量の実施（3件）（建設政策課）	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公 告

都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	7
建築基準法に基づく公開による意見の聴取（2件）（建築住宅課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	8



長野県告示第557号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

朝日村

2 事業の種類

朝日村役場新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県東筑摩郡朝日村大字古見地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

朝日村役場新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である朝日村は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の朝日村庁舎（以下「現庁舎」という。）は、昭和11年に建設されてから80年が経過した木造建築物であり、県内で最も古い庁舎である。現庁舎は老朽化が激しく、耐震性に問題があり、大地震が発生した際には、倒壊又は崩壊の恐れがある。

また、現在朝日村役場は、現庁舎には総務課、住民福祉課（住民福祉担当）、産業振興課及び会計課があり、健康センター

には住民福祉課（健康づくり担当）、ピュアラインあさひには生活環境課、中央公民館には教育委員会があるなど役場機能が分散化しており、村民にとっては一つの施設で用事を終えることができない不便な状況となっているとともに、行政にとっても事務の非効率又は庁舎維持管理費の増大といった不利益が生じている。

さらに現庁舎については、バリアフリーに対応していない、庁舎が狭いために村民のためのパブリックスペースがない等の課題も抱えている。

本件事業は、上記の課題を解消するために、適正な規模の用地を確保して、新庁舎を建設するものである。

本件事業の施行により、次の効果が期待できる。

- (7) 庁舎が新しくなることにより耐震性が向上することで、来庁者及び職員の安全性が確保できるとともに、災害時に避難場所及び災害対策本部として活用することができるようになり、防災拠点としての機能が向上する。
- (4) 分散している役場機能を統合することで、行政事務の効率が向上するとともに、来庁者が1つの施設で複数のサービスを受けることができるようになり、来庁者の利便性が向上する。また、庁舎内にエレベーターを設置するなどバリアフリーに配慮した構造とすることで高齢者又は体の不自由な来庁者にも利用しやすい施設となる。
- (ウ) イベントを開催したり、休憩したりするなど、村民が自由に使うことができる村民交流スペース等を設置することで、村民サービスの向上につながる。

以上のこと等から、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されていないとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件起業地は三方が道路に面しており、住宅に隣接していないため騒音の問題は軽微であることから、本件事業の施行による地域住民の生活環境への影響は少ない。

以上のことに加えて、本件起業地は朝日村農業振興地域整備計画により定められた農用地区域内にあり、本件事業の施

行により農地が一部面的に分断されることになるが、耕作者に代替地を斡旋する等村内の農業生産力が落ちないように配慮していることから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、来庁者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された三つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現庁舎は老朽化が激しく耐震性に問題があるとともに、役場機能が分散化しており、防災拠点としての機能や利便性等を考えると、村民のための庁舎としての機能を十分に果たしていない状況にあるため、村民サービスの向上を図るためにも、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

朝日村役場総務課

地域振興課

長野県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
みるく薬局	安曇野市豊科406-23	平成28年10月 1日
クローバー薬局	諏訪市中洲5680-1	平成28年10月 1日
なが池薬局	上田市上田原1329-8	平成28年10月 1日
コスモス薬局長土呂店	佐久市長土呂476-7	平成28年10月 1日
佐久調剤薬局	佐久市岩村田1334	平成28年10月 1日

保健・疾病対策課

長野県告示第559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	変更した年月日
ファミリー薬局	調剤薬局マツモトキヨシ岡谷天竜町店	平成28年9月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
クローバー薬局	諏訪市中洲5680-1	平成28年9月30日
佐久調剤薬局	佐久市岩村田1334	平成28年9月30日

保健・疾病対策課

長野県告示第561号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6条第2項の規定により、登録特定行為事業者から喀痰吸引等業務を行う必要がなくなった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

(介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	が必要になった年月日
社会福祉法人佐久福寿園	特別養護老人ホーム佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	平成28年9月30日

(短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	が必要なくなった年月日
社会福祉法人佐久福寿園	特別養護老人ホーム佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	平成28年9月30日

(介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	が必要なくなった年月日
社会福祉法人佐久福寿園	特別養護老人ホーム佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	平成28年9月30日

(介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	が必要なくなった年月日
社会福祉法人佐久福寿園	特別養護老人ホーム佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	平成28年9月30日

介護支援課

長野県告示第562号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	特別養護老人ホーム佐久福寿園	平成28年10月 1 日

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	特別養護老人ホーム佐久福寿園	平成28年10月 1 日

(登録特定行為事業者 介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人佐久福寿園	佐久市岩村田4213番地	特別養護老人ホーム佐久福寿園	平成28年10月 1 日

(登録特定行為事業者 特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社第一システム	松本市今井6988番地 1	介護付有料老人ホーム エールコート咲楽	平成28年10月 1 日

(登録特定行為事業者 介護予防特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社第一システム	松本市今井6988番地 1	介護付有料老人ホーム エールコート咲楽	平成28年10月 1 日

介護支援課

長野県告示第563号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第36号		
登録年月日	平成16年3月15日		
地域登録検査機関の名称	中野市農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 江口 栄光		
主たる事務所の所在地	長野県中野市三好町一丁目2番8号		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	長野県		
農産物検査員			
氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
成分検査業務受託先	受委託の区分		
	登録検査機関の名称		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
備考	代表者氏名の変更(江口 栄光)		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

農業技術課

長野県告示第564号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2670の100(次の図に示す部分に限る。)、
2569の3、2579の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第565号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 地図情報レベル1000及び2500数値地形図修正
数値撮影（デジタル）地図情報レベル1000及び2500

2 作業期間

平成28年8月30日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

長野県告示第566号

松川村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 数値撮影（デジタル）地図情報レベル1000

2 作業期間

平成28年9月15日から平成29年3月10日まで

3 作業地域

松川村

建設政策課

長野県告示第567号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年10月13日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 空中写真撮影 地上画素寸法10cm
(29年度 南部地域380.81km² 30年度 北部地区
454.00km²)
数値地形図データ修正（道路及び家屋形状のみ）
レベル1000 834.81km²
数値地形図データ修正 レベル2500 372.00km²
数値地形図データ修正 レベル10000 834.81km²

2 作業期間

平成28年10月17日から平成31年6月30日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年10月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月13日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 道路の種類 県道

2 路線名 新田松本線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字和田7061番の1地先から 松本市大字和田2300番の4地先まで	旧	m 6.5~6.7	km 0.4157
同上	新	m 10.0~13.8	km 0.4157

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年10月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月13日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 路線名 新田松本線

2 供用を開始する区間

松本市大字和田7061番の1地先から

松本市大字和田2300番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年10月13日

道路管理課

建設政策課